

緑と水辺の基金条例第6条に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑と水辺の基金条例（昭和59年千葉市条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき条例第6条に規定する処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公園整備事業の推進及び公園施設の管理運営)

第2条 条例第6条第1号に規定する「公園整備事業」とは、公園等の整備事業及び用地買収事業とする。ただし、補助金対象事業及び起債対象事業を除くものとする。

2 条例第6条第1号に規定する「公園施設の管理運営」とは、都市基幹公園及び特殊公園内の公園施設の管理運営、稲毛海浜公園内の磯の松原・思い出の森等市民参加で行った植栽等の維持管理をいう。

(緑と水辺の環境を整備し、保全する事業)

第3条 条例第6条第2号に規定する「緑と水辺の環境を整備し、保全する事業」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 樹林・樹木の保全等民有地の緑化を図る自然緑地の保全事業
- (2) 市街化区域内の森林保全を行う森林関連事業
- (3) 海、川等の水辺の環境整備事業

2 前項にかかわらず、補助金対象事業、起債対象事業及び工事の前提となる委託調査は除くものとする。

(緑化思想の啓蒙及び普及)

第4条 条例第6条第3号に規定する「緑化思想の啓蒙及び普及」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 緑化意識の向上を図るための図書等の作成、催し物の開催。
- (2) 緑と水辺のまちづくりを推進するための調査・研究。（工事の前提となる委託調査は除く。）
- (3) 緑化意識を啓発する施設の設置・維持管理。
- (4) 市民参加による緑化活動を促進する事業。

附 則

この要綱は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。